

見積合わせ案件

業務名	丹後・知恵のものづくりパーク施設自家用電気工作物 保安管理業務委託
業務施行場所	京都府京丹後市峰山町荒山225 「丹後・知恵のものづくりパーク内」
委託期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日
委託内容	別添「自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」とする。）のとおり
見積書提出期間	平成25年3月4日（月）～平成25年3月15日（金） 8時30分から17時00分まで
見積書提出方法	郵送又は持参により下記まで提出してください。
見積書提出場所	公益財団法人京都産業21 北部支援センター 〒627-0004 京都府京丹後市峰山町荒山225 「丹後・知恵のものづくりパーク」内
見積合わせ参加資格	① 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2で定める外部委託先の要件を満たしている者であること。 ② 見積書提出時において、京都府の指名停止を受けていないこと。 ③ 京都府内に本店又は支店等の事業所を有すること。 ④ 停電事故等が発生した場合、概ね1時間以内に到着し、対応できること。 ⑤ 上記のほか、電気事業法施行規則第52条から第53条の2、経済産業省告示第249号、主任技術者制度の運用通達（原子力安全・保安院）及び「仕様書」に示されている事項を遵守する者であること。
質問等受付期限	平成25年3月13日（水） 17時00分まで 下記まで、電話又はファックスでお願いします。
担当	公益財団法人京都産業21 北部支援センター（担当：田中） 電話番号：0772-69-3675 F A X：0772-69-3880

自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

(公財)京都産業21(以下「甲」という。)は、受託者(以下「乙」という。)に対して、次のとおり業務を委託する。

この業務は、電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物について、同法第43条に基づく同法施行規則第52条第2項の規定による「保安管理業務」の委託を行うものである。

1. 委託名

丹後・知恵のものづくりパーク施設自家用電気工作物保安管理業務委託

2. 委託対象電気工作物

(1) 名称及び所在地

京都府京丹後市峰山町荒山225

(2) 需要設備の概要(「丹後・知恵のものづくりパーク」自家用電気事業者エリア図参照)

最大電圧	需要設備			k w
受電に係る設備		予備発電装置		
受電電圧	6, 600V	電 圧		
受電電力	KW	出 力		
受電設備需要	1, 450KVA	定格容量		

3. 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日とする。

4. 乙が実施する保安管理業務は、次の各号とする。

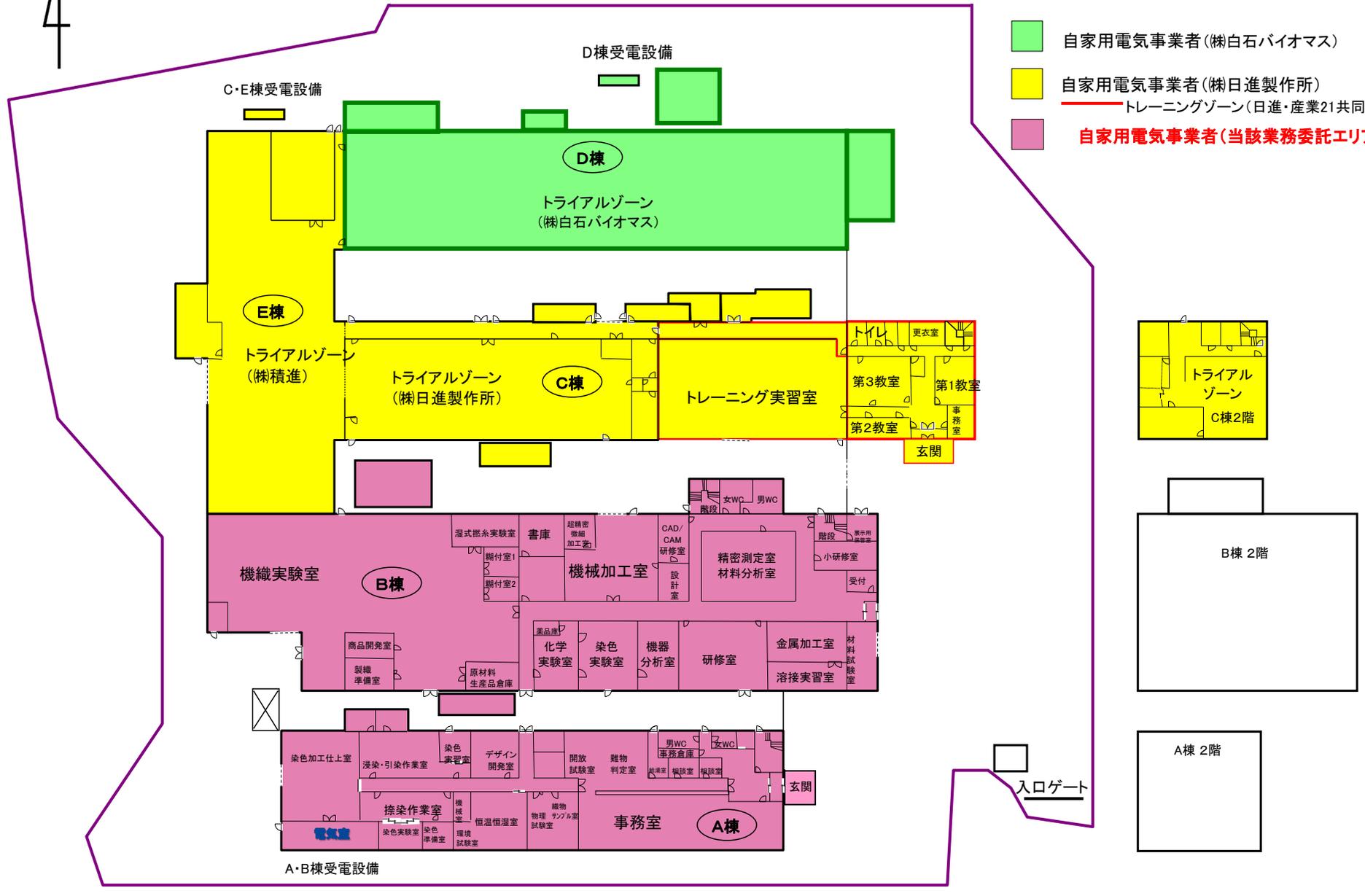
- (1) 前条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験(その細目及び具体的基準は、別表「巡視・点検・測定試験基準」のとおり。)を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しない恐れがあるときは、とるべき措置について甲に報告すること。
- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは関西電力株式会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止につきとるべき措置を報告するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
- (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。
- (4) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。
- (5) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、保安規程「点検基準」に定めるところにより、工事中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。

5. 乙が定期的に行う点検内容は別表1「巡視・点検・測定試験基準」のとおりし、その点検の頻度と内容は次のとおりとする。
 - (1) 月時点検 毎月1回（設置・改造等の工事期間中は毎週1回以上）
ただし、低圧絶縁監視装置を設置の場合は、隔月の点検実施でも可能。
 - (2) 年次点検A 毎年1回
 - (3) 年次点検B 3年に1回（平成23年度実施のため、当該年度は実施不要。）
 - (4) 臨時点検 必要の都度
 - (5) 年次点検は、年次点検Aと年次点検Bに区別し、竣工試験後毎年1回年次点検A実施する。
 - (6) 外観点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施する。ただし、設備の状況により運転を停止して点検を行う。
 - (7) 点検・測定試験のうち、△印のものは、停電の影響、過去の実績その他の理由によって省略できる。
6. 甲の自家用電気工作物の保安管理業務を行うに当たり、乙は監視装置（絶縁監視装置）を設置する場合がある。
7. 前項の監視装置（絶縁監視装置）を設置した場合は、常に正常に稼動するように乙の責任の下にメンテナンスを行う。
8. 乙は、甲との連絡を確保するため、電話その他の装置を完備することとする。
9. 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
10.
 - (1) 乙はその月の業務を完了したときは、直ちに書面により甲に業務完了報告書を提出しなければならない。
 - (2) 甲は前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務の完了の確認のための検査を行わなければならない。
 - (3) 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
 - (4) 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。
11. 保安監督部への申請、届出等
乙は、契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託申請書等、すべての書類の作成及び手続きを行い、中部近畿産業保安監督部近畿支部に提出するものとする。この申請が申請後1箇月以内に承認を得られなかった場合、又は取消しになった場合は、甲はこの契約を一方的に解除できるものとする。なお、申請、届出に係る費用は、保安管理業務委託料に含むものとする。乙が引き続き前年と同一の者である場合は、この申請、届出は必要ないものとする。

「丹後・知恵のものづくりパーク」自家用電気事業者エリア図

4

- 自家用電気事業者(株白石バイオマス)
- 自家用電気事業者(株日進製作所)
- トレーニングゾーン(日進・産業21共同利用)
- 自家用電気事業者(当該業務委託エリア)



巡視・点検及び測定・試験の基準（隔月点検）

No. 1

設備	点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週1回]	月次点検 [隔月 1回]	年次点検 [毎年1回]		
				年次点検 I	年次点検 II	
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○	
	10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
断路器	外観点検	○	○	○	○	
	10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○	
	10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○	
	10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
	継電器の動作試験			△	○	
	継電器の慣性特性試験			△	○	
	継電器の動作特性試験			△	○	
	遮断器、開閉器と継電器の連動試験			△	○	
変圧器	外観点検	○	○	○	○	
	10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
	内部点検			△	△	
	絶縁油の酸価度試験			△	△	
コンデンサ、 リアクトル	外観点検	○	○	○	○	
	10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	○	
	10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
避雷器	外観点検	○	○	○	○	
	10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
母線等	外観点検	○	○	○	○	
	10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	○	
	10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
受・配電盤	外観点検	○	○	○	○	
	電圧値、電流値の測定		○	○	○	
	絶縁抵抗測定			△	○	
	計器校正試験			△	△	
	シーケンス試験			△	△	
接地工事	外観点検	○	○	○	○	
	接地抵抗測定			△	○	
	漏えい電流測定		○	○	○	
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	○	○	○	○	

設 備		点 検 項 目	工事期間中 の巡視、点検 [週1回]	月次点検 [隔月 1回]	年次点検 [毎年1回]		
					年次点検 I	年次点検 II	
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			△	○	
負 荷 設 備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			△	○	
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			△	○	
	開閉器	外観点検	○	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			△	○	
	遮断器	外観点検	○	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			△	○	
絶縁状態監視				△	○		
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○	
		電圧測定			○	○	
		比重測定			○	○	
		液温測定			○	○	
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			△	○	
	構造物等		外観点検	○	○	○	○
	非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
始動・停止試験					○	○	
保護継電器の動作試験					△	○	
発電機及び励磁装置		外観点検	○	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			△	○	
遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等		外観点検	○	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			△	○	
		発電電圧、周波数（回転数）の測定		○	○	○	
	保護継電器の動作試験			△	○		
		インターロック試験			△	△	

注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については保安協会と協議する。
- 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 6 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- 7 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- 8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 9 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
- 10 10³ボルトによる絶縁抵抗測定は、6³ボルトの高圧設備に対して適用する。